



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://www.zeisou.net/>

第 236 号

令和 8 年 9 月 1 日

税 相 だ よ り
発 行 協 力 会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



長崎街道木屋瀬宿記念館

歴史への旅体験をテーマとした「みちの郷土史料館」（表紙掲載写真）と芝居小屋風の多目的ホール「こやのせ座」からなる長崎街道木屋瀬宿記念館。

今も残る古い町並みは、遠く江戸の風情を漂わせ、癒やしと安らぎの空間を演出しています。お越しの際には、どこか懐かしい薫りを感じながら、さわやかな木屋瀬の町並みを散策してみてください。

北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館 八幡西区木屋瀬 3-16-26 TEL 093-619-1149

税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます



● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門 司 区 栄 町 2 番 3 号 ニ ッ チ ク ビ ル 3 階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小 倉 北 区 紺 屋 町 13 番 1 号 毎 日 西 部 会 館 4 階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小 倉 南 区 下 城 野 1 丁 目 9 番 18 号 KM 第 5 ビ ル 3 階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若 松 区 本 町 3 丁 目 11 番 1 号 バイサイドプラザ若松本館 4 階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八 幡 東 区 西 本 町 4 丁 目 1 番 1 号 さわびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八 幡 西 区 八 枝 3 丁 目 7 番 19 号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

令和 8 年度税制改正

控除額が引き上げられました！

基礎控除の引き上げ

所得税の基礎控除では合計所得金額 2,350 万円以下の者の控除額が 62 万円となる

合計所得金額	基礎控除の額	令和 8・9 年分 加算額	加算後の基礎控除の額
489 万円以下	62 万円	42 万円	104 万円
489 万円超 655 万円以下		5 万円	67 万円
655 万円超 2,350 万円以下		なし	62 万円

給与所得控除の引き上げ

所得税の給与所得控除では給与等収入 220 万円以下までが控除額が 69 万円となる

給与等の収入金額	給与所得控除額	令和 8・9 年分 加算額	加算後の 給与所得控除の額
220 万円以下	69 万円	5 万円	74 万円

収入金額が 220 万円未満である場合は、給与所得の金額については次の金額になる

給与等の収入金額	給与所得の金額
74 万 1,000 円未満	なし
74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	その収入金額－74 万円
219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	145 万 1,000 円
219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	145 万 3,000 円
219 万 6,000 円以上 220 万円未満	145 万 6,000 円

point

01

給与所得者は、給与収入
178 万円まで所得税がかか
らない。

point

02

給与所得者の住民税の非課税
ラインは、給与収入 119 万円以
下になる。

※基本額等 45 万円+74 万円
(自治体によって異なります。)

○ ○ ○ ○ ○

基礎控除の引上げ
に伴い、同一生計配
偶者・扶養親族など
の所得要件も 62 万
円以下に、引き上げ
られる。

少額減価償却資産の取得価格

- ・本特例の対象となる減価償却資産の取得価額が「30 万円未満」→「40 万円未満」に引き上げ
- ・適用期限が 3 年延長（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）
- ・適用対象が「従業員数 500 人以下」→「従業員数 400 人以下」

※青色申告者限定

※年間合計 300 万円まで全額必要経費算入

※「取得価額」に消費税の額を含めるかどうかは採用している経理方式によって異なる

6 月に門司税務相談所で専担税理士が交代いたしました。
よろしくお願いします。

門 司 税 務 相 談 所

ふる や たか ゆき
古 家 崇 行 税理士

所長コラム

会員の皆様、日頃より大変お世話になっております。

八幡西税務相談所の所長をしております相賀（あいが）と申します。

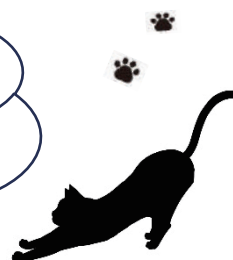
「老後の資金づくり、後回しになっていませんか？」 私自身も個人事業主なので、将来の資金づくりについて考える事があります。会社員のような退職金制度がない為、自ら将来に備えることが大切です。小規模企業共済や iDeCo 等は、老後資金を準備しながら所得控除も受けられる代表的な制度です。2026 年 1 月から、iDeCo の一時金を先に受け取り、その後に退職金等（小規模企業共済の一時金等）を受け取る場合、退職所得控除を有利に活用するために必要な受取間隔が「5 年」から「10 年」に延長されました。今後のご参考としてお役立ていただければ幸いです。

今後とも税務相談所をよろしくお願いします。

会員さんのご紹介 ～八幡西区～



母子栄養指導士が作る
栄養満点のお弁当！！



R6年7月3日 OPEN

元気いっぱいの店主がお出迎え☺

Take out ねこのては、ひとつひとつ心を込めて
できたてのおいしさと皆さまの健康を
毎日のお弁当で応援します☆
皆さまのご来店を心よりお待ちしております。



メニュー

当店人気No.1

- ・日替わり弁当 800 円
- ・よくばり弁当 900 円
- ・からあげ弁当 780 円
- ・のり弁当 720 円
- ・魚弁当 600 円
- ・チキンカツ弁当 780 円
- ・チキン南蛮弁当 820 円
- ・カレー弁当 800 円

Take out ねこのて

〒807-0805

北九州市八幡西区光貞台 1-7-18

営業時間 11:00～売切れ終了

電話番号 093-230-5930

定休日 不定休

☎ご予約頂ければ時間外でも受け取り可能です！



ご予算に応じてその他のお弁当も準備できます。
詳しくはお問合せください。



掲載ご希望の会員様を募集中です(無料)。担当者までお声掛けください。※掲載は申し込み順になります。